

子育て応援手当の支給

子ども支援課 ☎048(473)1784



◀詳しくは、市ホームページをご覧ください。

長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、手当を支給します。

原則申請は不要ですが、下記の要件に当てはまる場合は申請が必要です。

対象

- ・令和7年9月分（9月出生児童は10月分）の児童手当の支給対象児童
- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童

支給額 児童一人につき2万円



申請が必要な人

- ・令和8年1月以降に出生による児童手当申請（認定請求）をした児童がいる人
- ・令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中なども含む）やDV被害により児童手当の申請が必要となった人
- ・児童手当受給者が公務員である人など

▼申請不要の人には1月下旬に通知し、2月19日（木）に児童手当の登録口座へ支給します。

申請方法 4月15日（水）（必着）までに申請フォーム、郵送または直接、子ども支援課へ

▲申請フォーム
(2月2日(月)公開)

志木市プレミアム付商品券を発行します

産業観光課 ☎048(475)7360

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1冊額面7,500円の商品券（500円券×15枚）を5,000円で販売します（プレミアム率50%）。

事業実施主体 志木市商工会

利用可能期間 7月1日（水）～12月31日（木）

対象 市内在住または在勤の人

購入方法 予約販売のみ

▼専用ハガキを郵送またはインターネットで受付

▼1人5冊まで（応募多数の場合は抽選）

▼詳しくは、広報しき3月号と同時配布予定の申込みハガキ付きパンフレットをご覧ください。

受付方法	予約販売受付期間
専用ハガキ	3月1日（日）～16日（月） ※当日消印有効
インターネット	3月5日（木）10時～23日（月）17時

ご意見をお聞かせください



◀詳しくは、市ホームページをご覧ください。

第7次志木市男女共同参画基本計画（素案）

市では、男女共同参画社会の実現に向け、より一層の施策の推進を図るため、新たに令和8年度から12年度までを計画期間とする「第7次志木市男女共同参画基本計画」の策定を進めています。素案について皆さんのご意見をお寄せください。なお、市ホームページや人権推進室などで素案を閲覧できます。

募集期間 2月3日（火）～3月4日（水）（当日消印有効）

提出方法 所定の市民意見シートに必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、メールまたは直接、人権推進室へ

▼市ホームページや市公式LINEに設けた専用フォームから意見を投稿することもできます。

担当・問合せ 政策推進課人権推進室 ☎048(456)6020 ☎048(474)4384 ✉ jinken@city.shiki.lg.jp